令和４年度　青少年の主体的な活動支援事業

採択後の事業の進め方

Ⅰ　事業採択・実施の流れ

○採択された事業は「補助事業」として実施していただきます。
○事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合があります。
○補助金交付額については、経費の内容等を精査のうえ決定します。

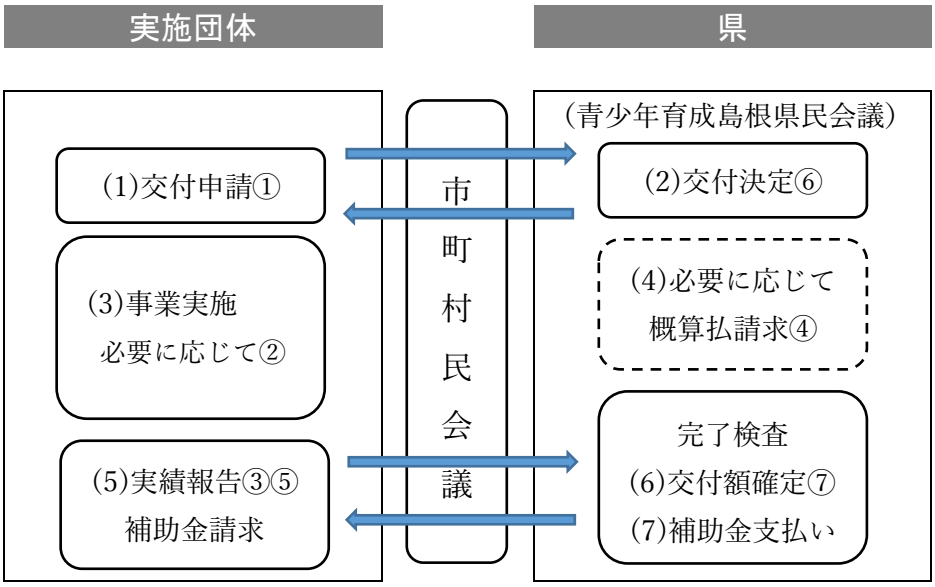

①様式１（補助金交付申請書,
別紙１-(1)別紙１-(2)）
②様式３（事業変更申請書,
別紙１-(1)別紙１-(2)）
③様式４（実績報告書,
別紙１-(1)別紙１-(2)）
④様式６（概算払請求書）
⑤様式７（精算払請求書）
⑥様式２（交付決定通知書）
⑦様式５（交付金額確定通知書）

１　事業を始める前の手続き（交付申請・交付決定）

(1)市町村民会議を通じて「補助金交付申請書」に交付申請の様式を添付して「青少年育成島根県民会議会長あて」送付します。
(2)事務局で補助金交付申請書の内容を審査のうえ、実施団体へ交付決定を行います。

２　事業実施中の手続き

(3)事業内容の大幅な変更が生じる場合は、「変更交付申請」手続きが必要になります。
(4)事業実施に際して当面必要な経費については概算払いを受けることができますので、事務局へ相談の上、「概算払請求書」を提出してください。

３　事業実施後の手続き（実績報告・額の決定）

(5)補助団体は補助対象事業を令和５年２月末日までに完了することとし、完了の日から起算して 30 日を経過した日。または、事業実施年度の要項に記載してある報告期限のいずれか早い日までに、会長あて管内市町村民会議会長まで実績報告書（様式４）を提出してください。
(6)事務局は、実績報告書の内容に基づき完了検査を行います。検査に合格した場合は、実施団体に通知するので、実施団体は事務局まで補助金の請求を行ってください。
(7)事務局は（概算払いがある場合は残金）請求書を受け取り次第速やかに補助金を支払います。

４　注意事項

※手続きは「青少年の主体的な活動支援事業」補助金交付要綱により行ってください。

Ⅱ　事業の結果検証・情報公開

１ 事業の検証について

事業実施による成果及び課題等を把握するため、次の方法で事業の結果を検証します。

(1)実施報告書（自己評価）③様式４

事業について成果と課題を明らかにしながら報告書にまとめてください。

２ 情報公開について

採択された事業の概要は、青少年育成島根県民会議ホームページにより公表します。

事業報告等を青少年育成島根県民会議主催のフォーラム、研修、協議会等で広く紹介します。

報告書や発表資料等により報告された事業に関わった個人、団体等の画像、音声等は青少年育成島根県民会議のホームページ、機関誌、その他リーフレット等で公表されることがあるので、あらかじめ承認を取っておいてください。

３ その他

事業実施を行われる場合において「青少年地域活動チャレンジ支援事業」または「青少年育成ネットワークモデル支援事業」の補助金による活動であることを広報媒体等へ明記していただき、青少年育成島根県民会議及び本事業をＰＲしていただきますようお願いします。